

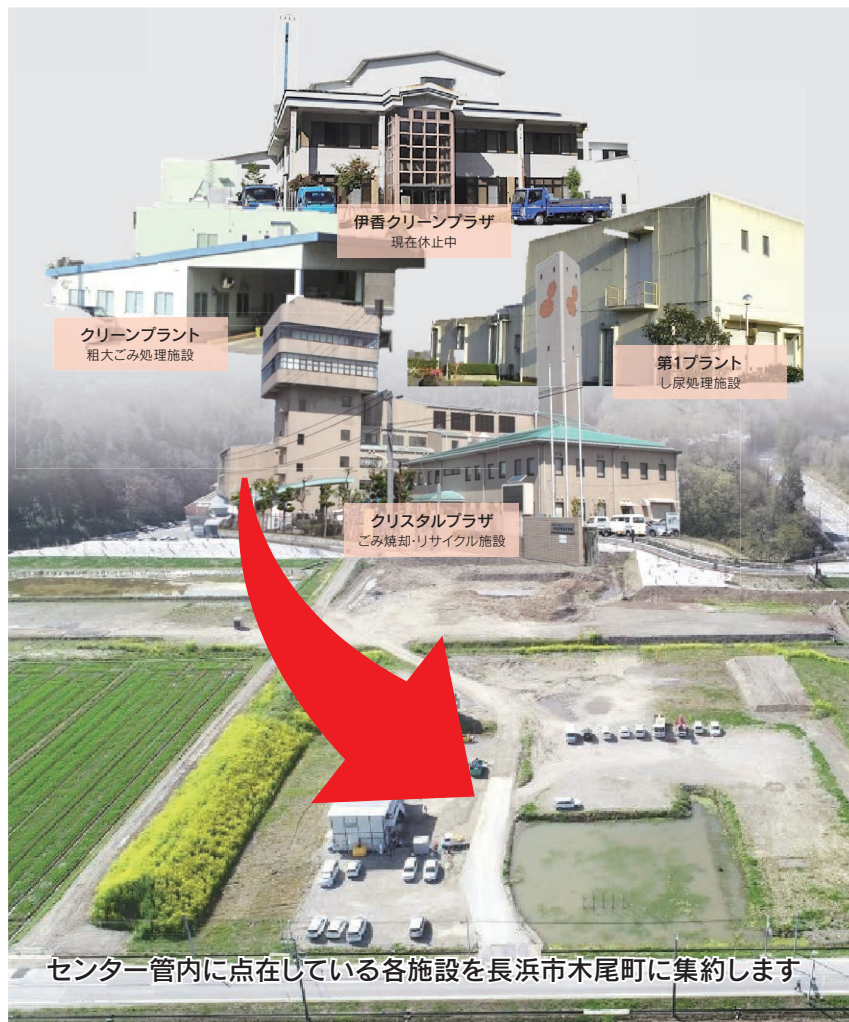
湖北広域だより



▲センターホーム
ページQRコード

令和4年7月 第34号

編集・発行／長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター 業務課
TEL 0749-62-7143 FAX 0749-65-0245 URL <http://www.kohoku-kouiki.jp>
構成自治体（令和4年6月1日現在人口）長浜市115,403人 米原市38,028人 合計153,431人



湖北広域行政事務センターでは
新しい一般廃棄物処理施設の
整備を進めています

新しい施設の**利用開始**は以下のとおりです。

汚泥再生処理センター

令和7年10月 供用開始

※現在の第1プラントが移転

熱回収施設

令和10年4月 供用開始

※現在のクリスタルプラザ・伊香クリーンプラザが移転

リサイクル施設

令和10年4月 供用開始

※現在のクリーンプラント・伊香クリーンプラザが移転

新一般廃棄物処理施設整備運営事業 事業スケジュール

センターでは、令和元年度に新施設の整備基本計画を策定し、施設を建てるうえで、必要な基本条件等（計画処理量、処理方式等）を定め、処理設備等の計画を定めました。また、事業方式の検討を行い、本事業では、PFI手法のBTO※方式で実施することに決定しました。令和3年度には、施設基本設計の内容をふまえ、発注仕様書（要求水準書）のとりまとめを行いました。今年度は、

本事業を実施する事業者の選定を行います。次年度以降のスケジュールは以下のとおりで、設計・建設期間は令和5年度からの5年間、運営期間は令和27年度までの20.5年間です。

※ BTO方式…PFI事業者が施設を建設（Build）し、その後施設の所有権を公共に移転（Transfer）したうえで、PFI事業者が施設を維持管理、運営（Operate）する方式です。

新一般廃棄物処理施設整備運営事業 全体事業スケジュール(概略)

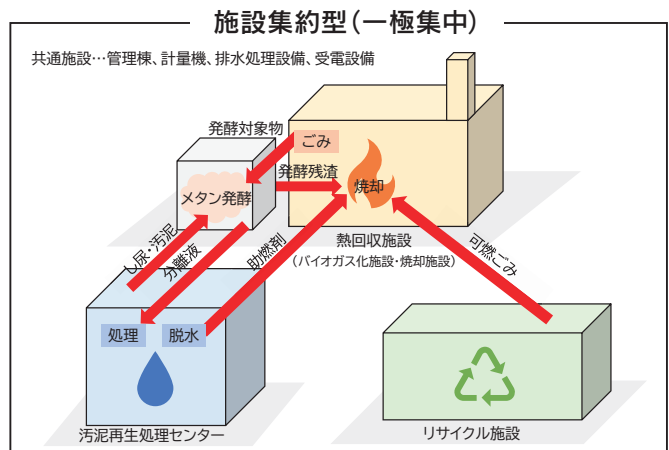
年度	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
全体	事業者選定	用地造成						
汚泥再生処理センター	今年度手続き	実施設計	工事着工	建設工事	試運転	運営管理(20.5年)		
熱回収施設		実施設計	工事着工	建設工事	試運転	運営管理(18年)		
リサイクル施設		実施設計	工事着工	建設工事	試運転	運営管理(18年)		
現焼却施設解体撤去							解体撤去工事	

新施設(熱回収施設・汚泥再生処理センター・リサイクル施設)の概要

新施設は、焼却施設、バイオガス化施設、リサイクル施設、汚泥再生処理センターの各施設を同一敷地内に一括整備することにより、施設間連携を図った総合的な処理システムを構築し、地域に新しい価値を創出します。

新施設の基本概念(5つのコンセプト)

- 1 快適性** 環境保全に配慮した安心な施設
- 2 機能性** 安全で安定的な稼働ができる施設
- 3 環境性** 循環型社会形成に貢献できる施設
- 4 好感性** 市民に親しまれる施設
- 5 効率性** 経済性に配慮した施設



一極集中によるメリット

焼却×バイオガス

- ・ごみピット・クレーンの共通化
- ・売電収入の増加
- ・排ガスの削減
- ・焼却施設のボイラの蒸気をバイオガス化施設の加温に利用

汚泥再生×熱回収

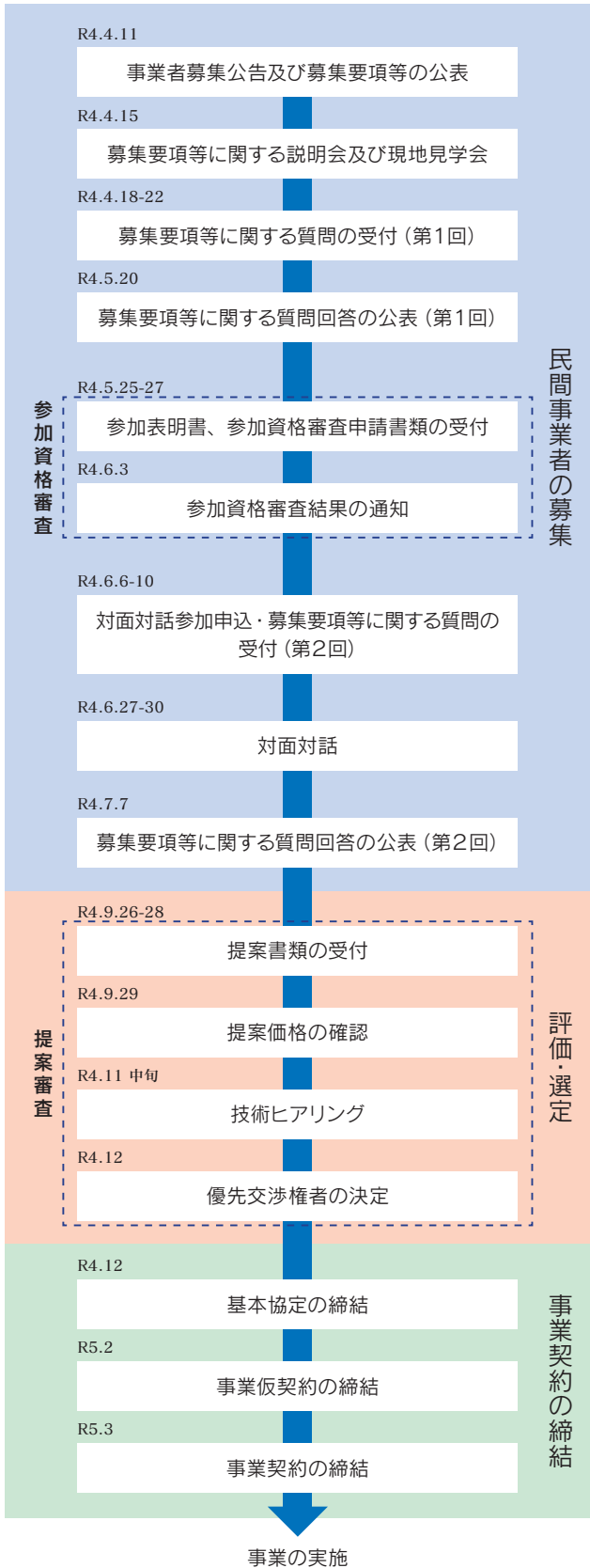
- ・助燃剤の運搬の効率化
- ・下水放流量の低減
- ・希釈水量の低減
- ・し尿汚泥をバイオガス化施設で処理し、バイオガス量が増加

リサイクル×熱回収

- ・破砕可燃物の運搬の効率化
- ・人員の集約化
- ・受電設備を共通化することによる買電電力量の低減

新一般廃棄物処理施設整備運営事業 事業者の選定について

(事業者選定の流れ)



1. 事業者選定について

基本的な考え方

本事業では、施設的设计・建設、維持管理・運営等の各業務を通じて、民間事業者の幅広い技術・ノウハウ及び価格を総合的に評価して選定する必要があることから、本事業の事業者選定では公募型プロポーザル方式を採用しました。

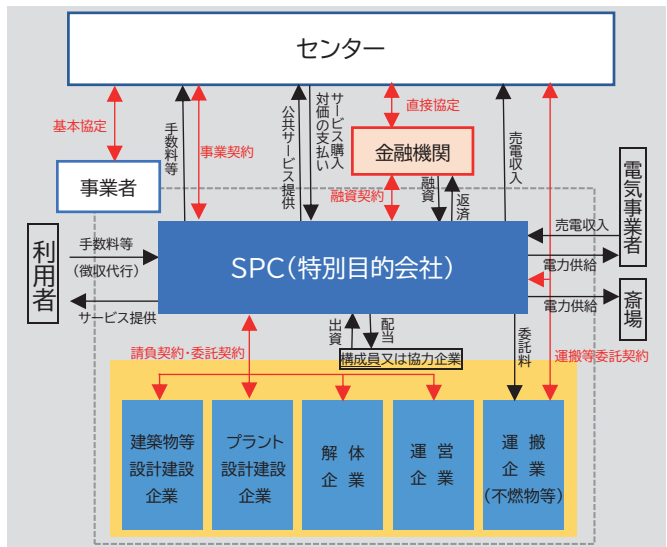
事業者選定の体制

公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とし、事業者の選定を公正かつ適正に実施するために選定委員会を設置し、審査を行います。

事業者選定委員会の予定・内容

開催日程	選定委員会	内容
令和4年10月	第3回選定委員会	資格審査の結果報告、基礎審査の結果報告、提案審査、ヒアリング打合せ
令和4年11月	第4回選定委員会	技術ヒアリング
令和4年12月	第5回選定委員会	優先交渉権者の決定、審査講評案)
令和5年1月	第6回選定委員会	客観的評価の公表

2. 契約の形態(事業スキーム)



3. これまでの経過

令和3年4月15日 実施方針の策定見通し (PFI法第15条)

令和4年1月11日 実施方針の公表 (PFI法第5条)

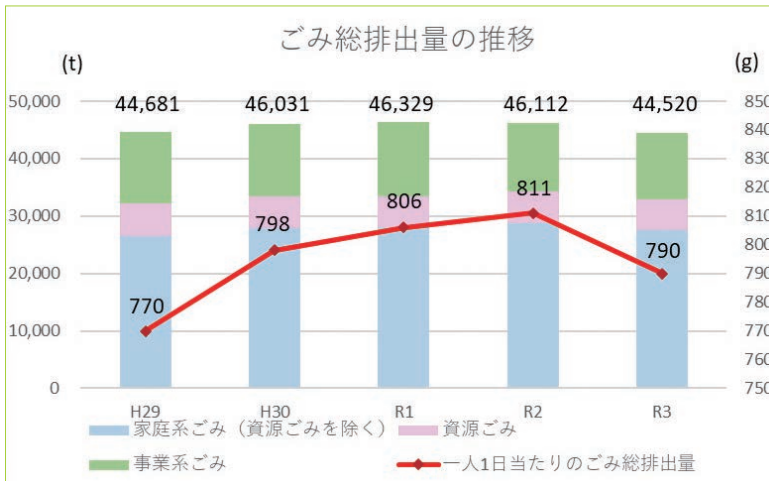
本事業をPFI事業のBTO方式にて実施すること、また民間事業者の選定に関する方針を定め、公表。

令和4年3月30日 特定事業の選定 (PFI法第7条)

これまでのPFI導入に関する各種検討結果、VFM※を勘案し、本事業を特定事業として実施することが適当であると判断し、その結果を公表。

※VFM…PFI事業において、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方。

令和3年度ごみ総排出量をお知らせします



令和3年度のごみ総排出量は44,520 tで、2年連続減少しています。

具体的には、家庭系ごみと事業系ごみを合わせて1,592 t、一日一人あたりのごみ総排出量は21 g減少できました。

この要因としては、新型コロナウイルス感染症による自粛も緩和され、社会経済活動を徐々に取り戻してきたため、長らくステイホームしていた家庭からのごみ排出量が減少したことや、昨年7月の搬入手数料改定などが考えられます。

引き続き、市民お一人おひとりの力を合わせて、ごみを少しでも減らしていただけるよう積極的な取り組みをお願いします。



『ごみ減少!!今すぐできる3つの取組み』

1. 食品ロスを減らしましょう!
2. 生ごみはしっかりと水切りをしましょう!
3. 資源ごみはしっかりと分別して出しましょう!



クリーンプラントへの毎月第4日曜日と年末のごみ持ち込みは (不燃・粗大ごみ処理施設)

事前予約制です

※クリスタルプラザ及び伊香クリーンプラザは、これまでどおり予約なしで持ち込めます

◎予約方法

電話で予約してください。

事前予約専用番号 **0749-74-1300**

◎予約受付日時

※第4日曜日の場合

- 当該月の1日～第4日曜日の2日前まで
(土日祝日は除く)
- 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

◎予約方法

- ① ごみの出た場所の住所
- ② 持込者の氏名、住所、電話番号
- ③ 持ち込み希望時間
- ④ ごみの種類 等

◎持ち込み時に必要な情報等

- ① 受付番号 (予約時にお伝えします。)
- ② 持込者の本人確認書類 (運転免許証やマイナンバーカード等)
- ③ ごみの出た場所の住所がわかる書類 (公共料金の通知書等)
※持込者の住所とごみの出た場所が異なる場合

◎注意事項 (必ずご確認ください)

- ① **クリーンプラントへ持ち込めるごみ**: 長浜市 (※木之本、余呉、西浅井地域を除く) と米原市から発生した家庭系一般廃棄物の不燃ごみと粗大ごみに限ります。※伊香クリーンプラザへお持ち込みください。
- ② **持ち込み回数 (台数)**: 1世帯につき、1日最大2回 (台) まで。
- ③ **聴覚や言語にしょうがいのある方、外国人の方**: ファックス (日本語のみ) で予約ができます。【予約時に必要な情報】とご自宅のファックス番号を記載のうえ、【予約受付日時】の期間にファックスしてください。その他の注意事項もありますので、センターホームページをご覧ください。



▲English translation



▲Tradução portuguesa



▲Traducción Española

センターホームページ ▶
問い合わせ先: クリーンプラント
電話: 0749-74-3377
FAX: 0749-74-3376

